

平成 27 年
1 月から

高額療養費が変わります！

平成 27 年 1 月から、70 歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。これにより、今までよりも所得要件が細分化され、みなさんの所得に応じて医療費の負担軽減が行われるようになります。

なお、70 歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

70 歳未満の方の自己負担限度額

平成 26 年 12 月まで

平成 27 年 1 月から

区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	所得 600 万円超	150,000 円 + (総医療費 - 500,000 円) × 1% < 多数回該当：83,400 円 >	ア	所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% < 多数回該当：140,100 円 >
			イ	所得 600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% < 多数回該当：93,000 円 >
B 一般所得者	所得 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% < 多数回該当：44,400 円 >	ウ	所得 210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% < 多数回該当：44,400 円 >
			エ	所得 210 万円以下	57,600 円 < 多数回該当：44,400 円 >
C 低所得者	住民税 非課税	35,400 円 < 多数回該当：24,600 円 >	オ	住民税 非課税	35,400 円 < 多数回該当：24,600 円 >

※同じ医療機関でお支払いいただいた自己負担額が限度額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関でお支払いいただいた額を合算することができます。ただし、70 歳未満の方は、同じ医療機関で同じ月に 21,000 円以上であることが必要です。

※所得とは、基礎控除後の「総所得金額等」のことです。

「総所得金額等」= 総所得 (収入総額 - 必要経費 - 給与所得控除 - 公的年金等控除額) - 基礎控除 (33 万円)

※多数回該当とは、過去 12 カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合の、4 回目から適用される限度額です。

◇現在、有効期限が平成 26 年 12 月 31 日までの限度額適用認定証をお持ちの方には、1 月から 7 月までご使用いただける新たな適用区分の認定証を 12 月下旬に郵送します。(再度の申請は不要です)

「高額療養費」とはどんな制度？

1 ヶ月 (1 日から末日) の医療費の自己負担額が、一定の額 (自己負担限度額) を超えて高額になったとき、高額療養費としてその超えた分が国保から払い戻される制度です。

